○農林水産省告示第三百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月四日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　岐阜県恵那市串原字岩倉六八八の八（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第三百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月四日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　岐阜県飛騨市神岡町森茂字宮ノ平一六二〇、一六二一の一、一六二二の一、一六二四、一六三〇の二、一六三三、字大谷一六八五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐にかかる伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第三百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月四日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　岐阜県高山市朝日町大廣字タキノ平八一一の一、字ウルシ洞八一五の一二、八一五の一四、字西ケ洞八一六の六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐にかかる伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第三百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月四日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　岐阜県大野郡白川村大字荻町字一ノ瀬三四七三の二、三四七三の三、三四七三の六五から三四七三の六七まで、三四七三の一〇五、三四八三、三四八四、三四八八の五〇、三四八八の五二、三四八八の五七から三四八八の五九まで、三四八八の七四、三四八八の七五、三四八八の九四、三四八八の九六、字イワダカ三五三七、二五三八、三五四一、三五四三の一五から三五四三の三二まで、三五四三の三四、三五四三の四五、三五四五から三五四七まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び白川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第三百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月四日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　岐阜県加茂郡東白川村越原字黒淵一九九〇の一、二〇四〇の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第三百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月四日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　岐阜県大垣市上石津町西山字坂八三九の二、八六九から八七三まで、八九二、八九三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第三百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月四日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　岐阜県不破郡垂井町梅谷字登七五七、七七一、七七四、七七五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び垂井町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第三百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月四日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　岐阜県飛騨市宮川町西忍字舟ば平一四八一の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)